■ 自己資本比率（国内基準・単体）

（単位:%）

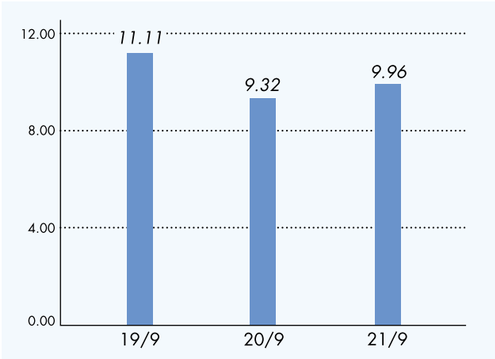

※自己資本比率の計算方式（国内基準）　基本的項目（資本金、剰余金等）＋補完的項目（一般貸倒引当金、劣後ローン等）／リスク・アセット等（信用リスク度合いを考慮した資産額等）×100

■ 有価証券の状況（残高・含み損益）

（単位:億円）

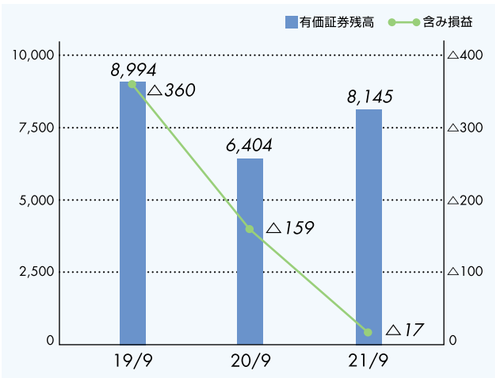

※含み損益は、その他有価証券に係るものを記載しております。

■ 資産の健全化について

● 金融再生法に基づく債権の開示

（単位:億円）

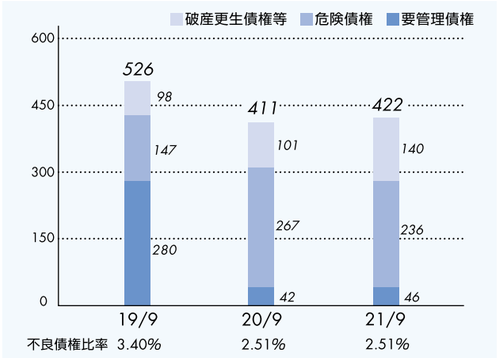

● 平成21年9月期の保全状況

（単位:億円）

	債権額	保全額	保全率
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	140	140	100.00%
危険債権	236	211	89.42%
要管理債権	46	28	61.25%
合計	422	379	89.85%
正常債権	16,374	保全額:担保等による保全額＋貸倒引当金	

破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のことです。

要管理債権
要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものです。（要注意先:貸出条件、債務の履行状況、財務内容に問題があり、今後の管理に注意が必要な債務者。）

正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権以外のものに区分される債権のことです。

増加を続けております。

物価情勢につきましては、製品需給緩和の影響は続いておりますが、国際商品市況の持ち直しを受けて、国内企業物価は大幅下落のあと、最近は概ね横ばいの動きとなっております。消費者物価につきましては、経済全体の需給緩和に加え、前年における石油製品価格高騰の反動から下落幅が拡大しております。

金融面につきましては、政策金利である無担保コールレート（翌日物）は8月以降の資金調達ニーズの高まりにより、誘導目標である0.1%の水準を上回る局面があったものの、期末には落ち着きを取り戻しました。長期金利につきましては、7月中旬以降、堅調な株式市場を背景に、1.4%台半ばまで上昇しましたが、その後は9月の国債大量償還などの需給面に加え、下旬の株価急落を受けて金利は低下基調となり、期末には1.3%台割れの水準となっております。

株価につきましては、好調な海外株式市場や衆院選での政権交代に対する期待感から、堅調に推移しております。9月に自己資本規制強化などへの懸念から金融株の下落、また、円高進行から輸出関連株への影響がありましたが、期末の日経平均株価は1万円を上回る水準で取引を終えております。

■ リスク管理債権の状況

銀行法に基づくリスク管理債権は、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」に分類され、単体ベースの開示に加え、連結ベースの開示が義務づけられています。

なお、これらの債権は、開示金額全てが回収不能というわけではありません。これらの債権の大半は、回収確実な担保等により保全されており、回収不能と判断した部分についても貸倒引当金を計上するなどの措置がとられています。

● 連結ベース

（単位：億円）

区　分	平成20年9月期	平成21年9月期
破綻先債権額	21	29
延滞債権額	357	357
3カ月以上延滞債権額	4	2
貸出条件緩和債権額	37	43
合　計	422	433
貸出金に占める割合	2.62%	2.62%

● 単体ベース

（単位:億円）

区　分	平成20年9月期	平成21年9月期
破綻先債権額	19	26
延滞債権額	349	349
3カ月以上延滞債権額	4	2
貸出条件緩和債権額	37	43
合　計	411	421
貸出金に占める割合	2.53%	2.53%

破綻先債権　元本の回収が不可能となる蓋然性が高い債権のことで、具体的には未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、会社更生法、破産法などの法的手続きがとられている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金のことです。

延滞債権　未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、破綻先債権と債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金を控除した貸出金のことです。

3カ月以上延滞債権　元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で破綻先債権と延滞債権に該当しない貸出金のことです。

貸出条件緩和債権　経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩（金利の減免、金利の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄、現金贈与、代物弁済の受入など）を実施した貸出金のことです。

■ 自己査定と開示基準別の分類・保全状況【単体】（21年9月末）

（単位:億円）

自己査定結果（債務者区分別）
対象:貸出金等与信関連債権

区分 与信残高		分類 非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
破綻先 26		6	19	－（－）	－（－）
実質破綻先 114		16	97	－（0）	－（0）
破綻懸念先 236		64	146	24（48）	
要注意先	要管理先 52	2	49		
要注意先	要管理先以外の要注意先 1,311	386	925		
正常先 15,056		15,056			
合　計 16,796		15,533	1,238	24（48）	－（0）

金融再生法の開示基準
対象: 要管理債権は貸出金のみ
その他は貸出金等与信関連債権

区分 与信残高	担保・保証等による保全額	引当額	保全率
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 140	139	0	100.00%
危険債権 236	162	48	89.42%
要管理債権 46	7	20	61.25%
小　計 422	310	69	89.85%
正常債権 16,374			
合　計 16,796			

総与信に占める金融再生法開示基準による不良債権（小計）の割合 2.51%

リスク管理債権
対象:貸出金

区　分	貸出金残高
破綻先債権	26
延滞債権	349
3カ月以上延滞債権	2
貸出条件緩和債権	43
合　計	421

総貸出に占めるリスク管理債権の割合　2.53%

【債務者区分の定義】

破　綻　先: 法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先
実質破綻先: 法的・形式的に経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる先
破綻懸念先: 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先
要注意先: 貸出条件に問題のある先、元本返済・利息支払いなど履行状況に問題がある先、業況・財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する先
正　常　先: 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先

（注1）貸出金等与信関連債権:貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）
（注2）自己査定結果（債務者区分別）における（　）内は分類額に対する引当額です。破綻先・実質破綻先のⅢ・Ⅳ分類額は、全額引当済みです。